

陳 情 文 書 表

5 陳情第 47 号

市民との協働による 気候危機対策の推進に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 11 月 28 日
(西暦 2023)







陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	小金井市 戸田 真子 大裕 印 ほか 7人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	戸田 真子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 11 月 28 日 14:55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市緑町 [REDACTED]
ゼロエミ小金井 実戸大裕

令和5年11月28日

小金井市議会議長 宮下 誠様

ゼロエミ小金井
実戸大裕・戸田真理子
東京都小金井市緑町 [REDACTED]

市民との協働による気候危機対策の推進に関する陳情書

1 陳情要旨

- (1) 気候市民会議の早期実施
- (2) 気候変動に関して定期的かつ継続的に市民の声を聞く機会の創出
- (3) 二酸化炭素排出削減のための市民の行動変容を促す働きかけの実施

2 陳情理由

今年の夏はこれまでにない暑さで、日中外を歩くことも躊躇われる日が続きました。今後も気温は上昇し続けると予測され、気候変動による影響が危機的状況であることは疑いようがありません。小金井市は気候非常事態宣言も出しており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。一方で第1次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の削減目標は達成してないどころか排出量が増えており、2030年までの削減目標を設定した第2次計画では、削減目標の数値が前計画を下回るという、消極的な設定になっています。温室効果ガスの削減は先延ばしにするほど、炭素予算¹を使い果たして1.5度目標の達成が難しくなるだけでなく、将来短期間で大幅に削減しなくてはいけなくなり、未来の世代の負担が大きくなっていきます。気候非常事態宣言が出る前に作られた目標のみを目指すのではなく、今すぐ具体的な対策を考え、実行していく必要があります。

小金井市の二酸化炭素排出の大部分は家庭部門からの排出であり、市民への周知と行動変容を促す対策が必要です。ところが、現計画の削減目標は、国の目標に合わせた数値設定となっており、市独自の対策はほとんど盛り込まれていません。実態として、市としてできる対策が検討しきれてないのではないのでしょうか。本陳情では、市民との協働により気候危機対策を考え、推進することを求めます。

(1) 市民自ら対策を提案できる、気候市民会議の計画を開始したことは大変歓迎します。しかしながら、2028年実施では遅すぎます。無作為抽出により環境フォーラム等への市民参加を促すことで、市民の関心やインプットを事前に高める狙いがあると理解していますが、既存のイベントへの招待と、市民の関与や市政への影響が大きい気候市民会議の実施とでは、市民へ向けたメッセージが大きく異なります。また、気候危機は計画や目標期間を待ってられません。次回の計画見直しに合わせて開催時期を計画するのではなく、なるべく早く市民が「一

¹ カーボンバジェットの和訳。地球温暖化を所与の水準に抑えるためのCO2累積排出量の上限。1.5℃目標を達成するには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があるが、それまでに排出している二酸化炭素の量も炭素予算によって制限がある。

人ひとりから始める意識改革」を行い、具体的な対策に基づいて「今すぐ行動する」ことができるよう、気候市民会議の早期実施を求めます。

(2) 気候市民会議では限られた参加者による深い議論が期待できますが、気候危機への対策には、より多くの市民の参画が不可欠です。今年度開催の環境フォーラム中に「気候」をテーマとしたセッションを設ける等、定期的かつ継続的に、気候に関して市民の声を聞く場を作ってください。

(3) 小金井市として二酸化炭素排出実質ゼロを実現するためには、家庭部門での削減が必要であり、市民の行動変容が求められます。様々な優れた対策と並行して、「ごみ非常事態宣言」は市民にも広く認知されたことから、ごみの量の削減に成功しているのではないのでしょうか。気候に関しても同様に危機意識を市民と共有し、行動変容につながる働きかけを行なってください。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 48 号

「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備計画」の
 具体化をめざし

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 / 日
 (西暦 2023)







陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]	
	氏 名	東小金井北口まちづくり事業用地整備計画 <small>共同代表者</small> 榎 部 儀 二 [REDACTED] ほか 354 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)	
	連 絡 先	[REDACTED]	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]	
	氏 名	柿 崎 敦	
	連 絡 先	[REDACTED]	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月 1 日 9:55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						





「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備計画」の具体化を求める陳情書

小金井市議会議長
官下 誠 様

2023年 12 月 / 日

小金井市緑町

東小金井北口まちづくり事業用地を考える会

共同代表 軽部 儀二

【陳情要旨】

日頃より、小金井市政にご尽力いただき、敬意を表します。

小金井市は学習・図書・福祉・交流等の機能を持つ、市民施設の『整備計画』を持っています

小金井市は、2013年3月に「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画(以下、『整備計画』)」を策定しました。この『整備計画』では、会議室、学習・図書機能、福祉・医療・交流機能等を持つ施設が、構想されています。

また、小金井市は、市民アンケートや説明会等を実施して市民意向を調査し、“賑わい、交流、生涯学習、健康・福祉”の4つの機能を持つ、「やさしさと生きがいの拠点」としての公共施設整備をめざしています。

5年後の2029年2月以降に、市民施設の整備が可能になります ~今からその準備を~

『整備計画』の事業用地は、東小金井駅北口の梶野町にあります。現在は、土地取得のための借金(地方債)の返済のため、駐車場として活用しています。借金の返済は、5年後の2029年2月に完了します。それ以降は、小金井市による市民施設の整備が可能になりますので、今からその準備が大切になっています。

東小金井駅北口は、市内の他地域に比べ公共施設が少ない地域でもあり、施設実現への市民要望には強いものがあります。一方で、『整備計画』策定から10年になり、施設内容への要望に変化などが予想されます。

つきましては、「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備計画」の具体化等をお求め、以下の陳情を致します。

【陳情趣旨】

1. 小金井市の「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画」とこれまでの取り組みを踏まえ、『整備計画』の具体化に向けて、ただちに準備を進めてください。
2. 市民要望の変化や意見などを収集するために、住民アンケート等を早期に実施してください。
3. 市民への『整備計画』の周知を行うとともに、前記第2項のアンケート等の結果を公表してください。

以上

氏 名	住 所
	(氏名・住所は省略せず、「同上」「、」は使わずに、ご記入をお願い致します)

陳 情 文 書 表

5 陳情第49号

 認証保育所への公的補助に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5年 12月 1日
 (西暦2023)







陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	特定非営利活動法人回帰船保育所 施設長 岡澤絵里 ほか 982 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 5 年 12 月 1 日 11:00			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						





小金井市議会議員 宮下誠様

認証保育所への公的補助に関する陳情書

- 『小金井市民間保育所等欠員対策補助金』を、認証保育所にも交付してください。
- 開設後10年が経過した認証保育所に対して、修繕に要する経費の補助を交付してください。

ここ数年の間に市内の認可保育所が増え、待機児童数が減っている一方で、0歳児の入所希望者が年々激減しています。特に上半期の入所者が少なく、認可保育所でさえ0歳児の空きがある中で、認証保育所は、より厳しい状況に置かれています。多くの補助金・助成金は、在籍児童の月齢の人数によって補助額が大きく変わってしまうため、単価が高い0歳児の人数が少ないことの影響は、保育所運営に大きく影を落としています。また0歳児が減っていることで、この先も自動的に次の月齢の人数が少なくなり先細りしていく可能性が大きいです。社会全体の少子化という背景もあり、自助努力だけで解決できる問題ではありません。

また、東京都の『認証保育所運営費等補助経費』には修繕費が設けられ、開設後10年が経過した施設に対して、市町村長が必要と認める施設・設備の修繕に要する経費の補助が挙げられています。しかし小金井市では、まだ修繕費の補助が設定されていません。これまでも少しずつ修繕工事を行っていますが、開設から10年を超えると老朽化した箇所も多く、大規模な工事を自費のみで実施することは困難だと痛感しています。子どもたちを守るために修繕工事は必須事項ですが、費用面の大きな負担を考えると、すぐに実施することが難しい状況です。

様々な事情を抱え、認可保育所に入れない保護者にとって、認証保育所は今もなお重要な受け皿であり、すべての子どもは等しく公的な保護を受ける権利があります。私たちが今後も安定した保育所運営を行い、地域の子育て支援に貢献できるように、以上の2点を要望します。

上記要請に賛同します。 ※記載いただいた情報は上記目的以外には利用いたしません。

名前	住所(都道府県から)
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

特定非営利活動法人回帰船保育所 施設長 岡澤絵里

連絡先: [Redacted] / [Redacted]

〒184-0012 東京都小金井市中町 [Redacted]

[Redacted]

陳 情 文 書 表

5 陳情第 50 号

小金井市原油価格等高騰対策事業者支援事業

補助金について、①補助金の増額をすべし 陳情書

②申請期限を延長することを求める。

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	国分市東恋ヶ窪 [REDACTED]
	氏 名	東武建一般労働組合 小金井国分支部 執行委員 堀 勝也 女性 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	国分市東恋ヶ窪 [REDACTED]
	氏 名	堀 勝也
	連絡先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月 1 日 11:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和5年12月1日
東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
執行委員長 鯉淵 勝也
国分寺市東恋ヶ窪
電話

小金井市議会議長 宮下 誠 殿

小金井市原油価格等高騰対策事業者支援事業補助金について、
①補助金の増額をすること、②申請期限を延長することを求める陳情書

陳情の要旨

はじめに、小金井市原油価格等高騰対策事業者支援事業補助金の創設ありがとうございました。組合の仲間はじめ、建設業で従事する方から「ほんとうに助かる」と喜びの声が上がっています。

一方で今回の補助金について、「金額が少ない」「申請の手間を考えるとちょっとな」などの意見もあります。さらに対象となる月がR5年12月までに購入した分に対し、申請期限がR6年1月と1カ月のため、「間に合わない」という声も多数あります。

そのため小金井市原油価格等高騰対策事業者支援事業補助金について下記2点を要請します。

陳情 事項

- ①補助金の増額をすること
- ②申請期限を延長すること

【 署 名 欄 】

氏 名	住 所

陳 情 文 書 表

5 陳情第 51 号

北川原公園予定地 への搬入路整備の住民訴訟結果に対し

小金井市に誠意ある行動に留意してほしい

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
(西曆 2023)






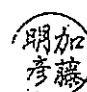

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月 1 日 13:03				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 官下 誠様

令和5年12月1日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 北川原公園予定地ごみ搬入路整備の住民訴訟結果に対し
小金井市として誠意ある行動に留意すべしとする陳情書

以下は北川原公園予定地ごみ搬入路整備の住民訴訟結果に対する日野市長による原告団への謝罪です。

<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/gomi/1022199/1022201.html>

北川原公園予定地ごみ搬入路とは小金井市が可燃ごみを焼却して頂いている浅川清流環境組合へのごみ搬入路のことであり、この違法性が最高裁で確定したことにより、小金井市のゴミは少なからずその行き場を失う可能性を帯びることになりました。

文中、日野市長はこのような経緯に到った理由として

「3市のごみを溢れさせてしまっはならないとの思いが優り、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法をとってしまいました。」

というようなことを仰っております。

従って、今回の結果について小金井市は決して無関係ではなく、その証拠に文中、実に3回も「小金井市」というワードが出てきます。

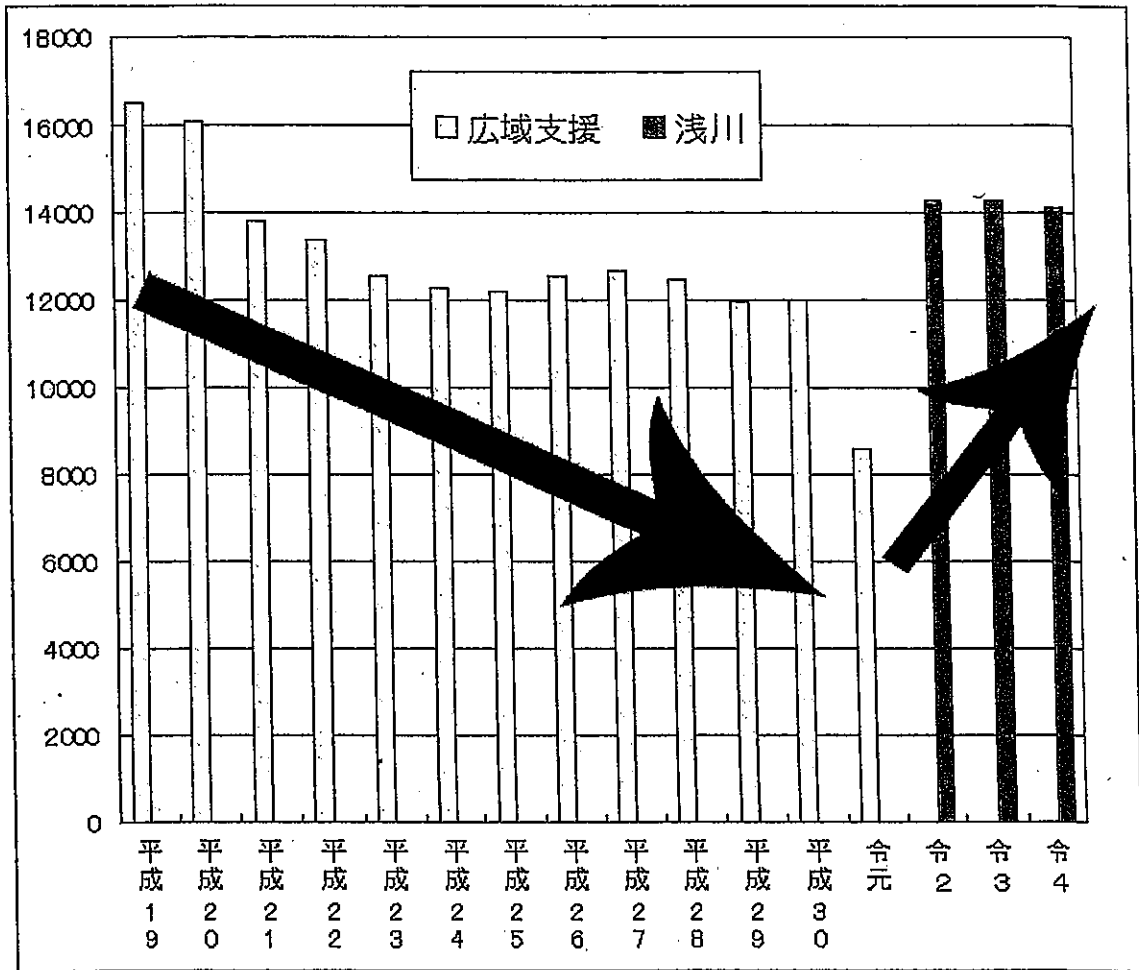
陳情者は判決を受け、この件に関し、部局に問い合わせたところ、特段に考えていることはないとの回答を頂いております。

また、次ページ以降にある資料①②を呈示して、これらは原告団や日野市民への心証として、どうなのか、何か考えていることなどないのかとの質問させて頂きました。

しかしながら、どちらもそうなった経緯のみを説明されるだけであり、資料が結果的に指し示してしまう「小金井市は広域支援終了を契機に他市に搬出するごみ量を増やした」「小金井市は3市における共同ごみ処理の施策についての検討について官民挙げて不熱心だ」というような小金井市のイメージに対する対応には頭がまわっていないご様子でした。

資料①

可燃ごみ搬出量(平成19年から令和4年度)



広域支援終了後、他市へのゴミ搬出を増やしたように見えます。

資料②

3市ごみ減量推進市民会議への各市委員の欠席率

3市	委員	平成30年1	平成30年2	平成30年3	令和元年1	令和元年2	令和元年3	令和2年1	令和2年2	令和3年1	令和3年2	令和4年1	令和4年2	令和4年3	欠席率
日野市	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕	○	○	4.6%
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕	✕	
	C	○	○	○	○	○	○								
	D							○	○	○	○				
	E											○	○	○	
	F	○	○	○	○	○	○								
	G							○	○	○	○				
	H											○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国分寺市	I	○	○	○	○	○	○	✕	○	○	○	○	○	○	7.7%
	J	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	○	○	○	○	○	○								
	L							○	○	✕	✕				
	M											○	✕	✕	
	N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金井市	O	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21.5%
	P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	Q											○	○	✕	
	R	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	S											○	○	○	
	T	✕	○	✕	✕	✕	✕								
	U							○	○	○	○	✕	○	○	
	V	○	○	✕	○	✕	✕	○	○	✕	✕				
	行政	○	○	○	○	○	○	○	✕	✕	○	○	○	○	

一目、小金井市の欠席率の高さに目が行きます。

ハラスメントといった場合、それをした方がいかにそのようなつもりは無かったといっても、受け取る側の心情でそれは裁定されます。

同じように、小金井市のゴミ政策もいかに本市の担当者が多くの努力をしましたがと言っても、受け取る側の心持ちによっては、かくのような評価を受ける可能性があります。

他にも、例えば、庁舎建設など、風景としてはリサイクル事業所を潰して市庁舎を建てるわけですから「小金井市はごみ減量などにはや興味はなく、自分の庭を綺麗にすることばかり考えている」というような見方もでき、実際に浅川稼働が確定した時期にその廃止を決め、また、その後継施設の手当もしないわけですから、これなど多少の真実を含んだものとして受け取られる可能性もあるでしょう。

先般、当市に対して、日野市長ならびに原告団から懇談の申し入れがありました。

計2度の懇談に対して、環境部長、市長がそれぞれ同席されたと思いますが、1度目の環境部長のコメントに日野市民への具体的な言及がなかったことは如何なものなのか。

また、2度目の市長との懇談においては議事録もなく、聞くところによると白井市長は無言のまま退席なされたとのことらしく、万が一そうなら、これなど今後の小金井市のイメージに対してどのように影響してくるのかおおいに気になるところです。

現在、日野市では「北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討」が市と原告団との間で継続的に行われております。

本件における違法性解消とは、日野市も原告団も搬入路の維持を前提として、これを解決していこうとのことであり、これはとりもなおさず、小金井市からのゴミ搬入に対して、一定の配慮をして頂けているということになります。

つきましては小金井市は本件に関わる重要な当事者であることを自覚し、また、微妙な立場にあることを認識した上で、種々配慮の行き届いた、かつ、誠意ある行動に留意するべしとして、これを求めます。

陳 情 文 書 表


5 陳情第52号

議会における答弁は部長や理事者らにより積極的に行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
(西暦 2023)


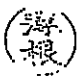





陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	宮崎 久男  ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月 1 日 13:03				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年12月1日

宮崎 久男

小金井市東町

件名 議会における答弁は部長や理事者らがより積極的に行うことを求める陳情書

以下は、3市ごみ減量推進市民会議・会議録より各市委員の会議欠席率を計数、算定したものです。

3市	委員	平成30年1	平成30年2	平成30年3	令和元年1	令和元年2	令和元年3	令和2年1	令和2年2	令和3年1	令和3年2	令和4年1	令和4年2	令和4年3	欠席率
日野市	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	4.6%
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*	*	
	C	○	○	○	○	○	○								
	D							○	○	○	○				
	E											○	○	○	
	F	○	○	○	○	○	○								
	G							○	○	○	○				
	H											○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国分寺市	I	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	7.7%
	J	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	○	○	○	○	○	○								
	L							○	○	*	*				
	M											○	*	*	
	N	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	行政	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小金井市	O	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21.5%
	P	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	Q											○	○	*	
	R	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	S											○	○	○	
	T	*	○	*	*	*	*	*							
	U							○	○	○	○	*	○	○	
	V	○	○	*	○	*	*	○	○	*	*				
	行政	○	○	○	○	○	○	○	*	*	○	○	○	○	

一目、小金井市の異常に高い欠席率に驚かされます。

3市ごみ減量推進市民会議は可燃ごみの3市における共同ごみ処理の施策についての検討を行う市民会議であり、自区内処理が原則であるはずの可燃ごみを他市において燃やして頂いている小金井市としてはなにより尊重しなくてはならない会議体の一つであります。

しかしながら、この表を見ると小金井市民にとってのごみ問題は浅川の運用が始まったことにより、もうそのことには興味ありませんというような印象を各方面に与えてしまいかねない非常に恥ずかしい結果がここにあると言えるでしょう。

特に問題なのは一般委員もさることながら、小金井市だけ行政からの委員が欠席していることです。

これはまさに官民をあげて小金井市はそうなのかと証明しているようなものです。

この件について以下のような質問が部局にされたようです。

「小金井市のみ、行政からの委員が欠席しているが、問題と考えているか？」

これに対する回答は

市議会（建設環境委員会等）対応のため欠席となったものです。

ということでしたが、しかしながらこれは何かの理由になっているのでしょうか。

なぜなら当日は環境部長も議会に出席されているはずであり、もちろん、課長でなければ説明できないということがあれば別ですが、この時期、深澤課長は就任したばかりであり、環境部長に体調不良とか、なにか能力的な問題がなければ、部長が議会で対応すればよいだけだったからです。

今次のことは代替できる人間がいるのに、別のところで必要不可欠な人を、さして必要でもないところで使用したという、人材活用の面からも非常に不合理であり、結果的に小金井市の恥になるようなことを作り出した責任はどなたがとるのか、ため息が出る思いです。

つきましては、万が一にも所要のある課長に部長や理事者らの答弁負担を減らすとかの目的で議会での発言を強要させるようなことあってはなりません、もし、そのようなことが野放しになっているとしたら、即刻止め、逆に課長による答弁は極力減らし、より重い責任を持った方々によるやりとりがたくさんなされる小金井市議会になるよう、これを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 53 号

「小金井市職員の応援体制に関する要綱」の機動的発出を求め、市長は要綱が適正に行われるよう配慮することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
(西暦 2023)



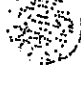




陳情代表者	住 所	小金井市 荻原町 [REDACTED]				
	氏 名	吉池 義雄 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED])				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	([REDACTED])				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 5 年 12 月 1 日 13:03			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年12月1日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 「小金井市職員の応援体制に関する要綱」の機動的発出ならびに
市長は要綱が適正に行われるよう配慮することを求める陳情書

先般、生涯学習課において、職員の勤怠状況の都合により、課長、係長、主任が不在という事態が起きました。

その際、当該担当部長は「小金井市職員の応援体制に関する要綱」に基づき、応援要請を庁議にかけるなどの対応を行いました。

これにより、以下の方々による応援が行われました。

- ・ 議会事務局庶務調査係主任
- ・ 公民館庶務係主任
- ・ 市民部納税課管理係主任
- ・ 子育て支援課手当助成係長

しかしながら、これには「小金井市職員の応援体制に関する要綱」が求める「応援派遣通知書」ならびに「応援派遣報告書」の書類がなく、応援時の労務管理がいかなるものであったかの記録が残されておりませんでした。

しょうがないので部局に対して、人を出した頻度などについてお聞きしたところ、

- ・ 書類が無いので、無いものはわからない。(議会事務局)
- ・ 答えられるものはありません。(公民館)
- ・ 要綱に沿った派遣とはしていない。気が付いた時、行ってもらっていた。(子ども家庭部)
- ・ きっちり管理していないので出しづらい。生涯学習課でまとめているのでは？(市民部)
- ・ 記録をとっていないのでわからない。(生涯学習課)

との供述を得ており、書類の不備や応援を出した部局の認識のあり様から、当該案件が「小金井市職員の応援体制に関する要綱」に基づいて行われたとはとても言い難く、逆にそうであるならば、規定に定められていない人事交流を職員らが勝手に行ったという事案になりかねない様相になっております。

また、人は出してもらいましたが、生涯学習課は結果的に情報公開請求において「業務繁忙」を理由に期間延長決定を連発させるなど市民サービスへの遅滞を生じさせており、この応援体制は効果としても要綱運用上においても不備の塊のようなものであったことは明らかです。

以下は、担当部長が庁議において発言した際の議事録です。

令和5年度 第14回 庁議記録カード	日 時	令和5年7月5日(水) 8:56~9:10	場 所	庁議室
出席者	白井市長、神山副市長、大熊教育長、水務企画財政部長、高橋庁舎建設等担当部長、北村総務部長、西田市民部長、柿崎環境部長、大澤福祉保健部長、榎子ども家庭部長、若藤都市整備部長、大津学校教育部長、梅原生涯学習部長、加藤議会事務局長、(富田企画政策課長、田中公共施設マネジメント推進担当課長、平岡自治体DX推進担当課長、平野行政経営担当課長、北村男女共同参画担当課長、後藤財政課長、廣田広報秘書課長、高橋総務課長)			
欠席者	なし			
議 題	1. 令和5年第3回市議会定例会提出案件審査 (1) 令和5年第3回市議会定例会提出案件(予定)一覧表 2. 各部連絡事項 (1) 生涯学習部生涯学習課への応援派遣について (2) タウンミーティング及び町会長・自治会長連絡会ブロック会での意見について			
(進行：企画財政部長) (冒頭、以下の要旨で市長から発言があった。) ○ 9月定例会に向けての準備及び新規事業についてしっかりと対応してもらいたい。				
議題1 令和5年第3回市議会定例会提出案件審査 (1) 令和5年第3回市議会定例会提出案件(予定)一覧表 (本件については、総務部長が説明を行った。) ○ 令和5年第3回市議会定例会提出案件については、前回の庁議で配布したのから、番号14「小金井市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例」が追加となっている。この一覧表について確認をお願いする。本日審査する案件はなし。 ○ 今後の案件審査は、12日(水)、19日(水)、26日(水)、8月2日(水)の計4回を予定している。				
【関連質疑等】 なし (本件については承認され、以上で終了。)				
議題2 各部連絡事項 (1) 生涯学習部生涯学習課への応援派遣について (本件については、生涯学習部長が説明を行った。) ○ 生涯学習課生涯学習係は、正規職員である係長及び主任の2人と、会計年度任用職員1人という体制で業務を行っているが、主任が6月30日付けで退職することとなり、その後の職員体制について調整を行っていたところである。 ○ そのような中、6月15日から生涯学習課長が、また、6月29日から係長も長期休暇に入った。 ○ 7月から生涯学習係の正規職員が不在となる緊急事態となったことから、職員の応援派遣をお願いするものである。 ○ なお、部外派遣を求める場合には、事前に庁議においてこれを求めることとされているが、緊急を要するため、口頭により承認を得たことをもって、派遣の依頼をさせていただいたので、報告させていただく。 ○ 要請部署は生涯学習課生涯学習係、業務は生涯学習係が所掌する事務全般、対象の職員は市民部納税課管理係の主任であり生涯学習係に在籍していた職員である。期間は7月3日から7月31日まで、勤務時間は8時30分から12時00分までとしている。 ○ また、現在、子育て支援課の職員が短時間手伝いに来てくれており、今後、議会事務局の職員も同様に手伝いに来てくれることとなっている。ともに生涯学習係の経験のある職員である。協力してくれる部署の方々に感謝申し上げる。				
【関連質疑等】 ○ 正規職員が不在という、過去に経験したことがない緊急事態となっているため、議会事務局としてはサポートしていく考えであり、担当の職員と業務内容について調整中である。 (本件については承認され、以上で終了。)				
(2) タウンミーティング及び町会長・自治会長連絡会ブロック会での意見について (本件については、市長が説明を行った。) ○ 6月30日開催のタウンミーティングで次のような意見が出たため共有する。				

これによると当該要請に対する市長、副市長ならびに教育長のご発言はなく、また「小金井市職員の応援体制に関する要綱第 9 条」によれば「緊急時等市長が特に認める場合は、この要綱の規定にかかわらず、職員の応援派遣を行うことができる。」と書かれておりますが、市長においては、このような権限があるにもかかわらず、なにか特段の指示を出された様子もないようです。

したがって、本市理事者らは、今回の生涯学習課消滅にも匹敵する事態に対し、なんらの指示、命令もせぬまま、職員任せにしたという態になっております。

かような状況を鑑みれば、前段における各部局の混乱ぶりも多少理解されうべきものと受け取れ、これは、あきらかに市長をはじめとした理事者らが、もう少し適切な介入をしておれば、結果は違ったものになっていたのではとの印象を持たざるをえません。

つきましては市長ならびに理事者は、業務遅滞が生じそうな職員の勤怠状況に対して、常にこれに留意し、市民へのサービスを滞りなく全うするよう、また、特定の職員に過度の負担をかけるようなことなく「小金井市職員の応援体制に関する要綱」の機動的な発出を常に念頭に置き、また、その際には、適切な助言や指示を与えるなどして要綱が適正に運用されるよう、これを行なうことを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 54 号

小金井市文書管理規程 第9条の遵守を求めらる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
(西暦 2023)








陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]			
	氏 名	吉池 義雄		ほか	人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	[REDACTED]			

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所				
	氏 名				
	連 絡 先	() -			

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月		日 13:03		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

渡辺

小金井市議会議長 官下 誠 様

令和5年12月1日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 小金井市文書管理規程第9条の遵守を求める陳情書

小金井市文書管理規程第9条によれば

「収受又は発送する文書及び電子文書には、軽易なものを除き、市及び所属部課の頭文字1字を付け、市が受けるものには収を、市が発するものには発を付け、それぞれ文書管理システムにより指定された番号を付さなければならない。」

とされています。

従って、小金井市が所蔵する収受された文書には

- 1) 収受番号を付された文書
- 2) 収受番号を付されていない文書

の2種類しかなく、収受番号の付されていない文書は自動的に軽易であることとなります。

つきましては、万が一「軽易ではないが収受番号は付されていない」というような小金井市文書管理規程第9条に規定のない異常な類別の文書がある場合、規定を遵守するべく、この種の文書の一掃を早急に行うことを求めます

陳 情 文 書 表

5 陳情第 55 号

規定になく、またその存在を上げることができない物について
 その存在を許容するようないう求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 12 月 1 日
 (西暦 2023)








陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊				ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	()				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 12 月 1 日 13:03				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年12月1日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 規定になく、またその存在をみつけることができない物について
その存在を許容するようなことのないよう求める陳情書

先般の総務企画委員会 における 5 陳情第 39 号 40 号に対する市側答弁において審議会等への市民からの応募資料について「応募者に返すべき文書」という言い方がされていました。

しかしながら、応募資料からの返却は付属の論文だけであり、住所、氏名、電話番号、履歴などの個人情報が記載された申込書本体は、いまだ市の手元にあり、市側が言う「応募者に返すべき文書」と称する物は、総体の一部分を除いて、その存在をみつけることはできません。

また、文書管理規定にも「応募者に返すべき文書」という概念は見当たらず、規定にないものについて、あたかもそれが合法的に存在しうるかのように扱い、議会の答弁などにおいてそのような物に関しての説明に多くの時間を費やしたり、また、その存在を許容するかのような事務作業をすることのないよう求めます。

従いまして、応募資料の返還において、その一部しか履行されない物（＝市が主張する「応募者に返すべき文書」）について、万が一、市がそれを所持し、かつ、それに対して「軽易」認定せずに収受番号を付していないという状態がある場合、これは小金井市文書管理規程第9条が想定する類別のどれにもあたらず、同規定の明確な違反行為になりますので、もし、そのような文書管理の実態がある場合は、早急にこれを解消することを求めます。